

(改正後)

(改正前)

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) (省略)
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
  - ①～② (省略)
  - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から2027年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
  - ④～⑧ (省略)
- (3) (省略)

2. ～17. (省略)

(2025年4月1日現在)

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) (省略)
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
  - ①～② (省略)
  - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から2025年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
  - ④～⑧ (省略)
- (3) (省略)

2. ～17. (省略)

(2023年4月1日現在)